

鹿児島空港駐車場営業者募集要項

令和8年9月
国土交通省大阪航空局

1. はじめに	- 1 -
2. 募集要項の定義	- 1 -
3. 事業概要	- 1 -
(1) 事業目的	- 1 -
(2) 事業内容及び事業期間	- 1 -
4. 営業者選定スケジュール	- 2 -
5. 駐車場等の概要	- 2 -
(1) 駐車枠	- 2 -
(2) その他	- 2 -
6. 応募者の参加・資格要件等	- 2 -
(1) 応募者の参加・資格要件等	- 2 -
(2) 応募者の失格	- 4 -
7. 現地見学会	- 4 -
8. 募集要項に関する質問の受付及び回答	- 5 -
(1) 質問の受付	- 5 -
(2) 質問への回答	- 5 -
9. 応募手続き	- 5 -
(1) 応募書類の作成	- 5 -
(2) 受付期間	- 6 -
(3) 提出方法	- 6 -
(4) 提出先	- 7 -
(5) 応募に関する留意事項	- 7 -
(6) 応募者の公表について	- 7 -
10. 営業者選定審査	- 8 -
(1) 審査会の設置	- 8 -
(2) 審査方法	- 8 -
(3) ヒアリングの実施	- 10 -
11. 営業者の選定	- 10 -

(1) 選定方法	- 10 -
(2) 営業者への条件	- 10 -
(3) 営業者等の公表	- 10 -
(4) 選定後の手続き等	- 10 -
(5) 選定の取消し	- 10 -
(6) 選定しない場合	- 11 -
1 2. 遵守すべき法令等	- 11 -
1 3. 本事業に関する要求水準	- 11 -
(1) 事業全体	- 11 -
(2) 施設及び配置	- 12 -
(3) 運営及び維持管理（新たに拡張整備する施設を含む）	- 12 -
(4) 料金設定	- 13 -
1 4. 適正な業務の確保	- 13 -
1 5. 空港管理規則に基づく手続き	- 14 -
(1) 施設の設置承認申請	- 14 -
(2) 構内営業承認申請	- 14 -
(3) 営業に係る料金（駐車料金）の承認申請	- 14 -
(4) 留意事項	- 14 -
1 6. 国有財産に係る手続き	- 14 -
(1) 国有財産の使用許可について	- 14 -
(2) 国有財産の貸付について	- 15 -
(3) 留意事項	- 15 -
1 7. その他留意事項	- 15 -

○別冊資料

- ・別冊1「鹿児島空港駐車場の概要」
- ・別冊2「鹿児島空港駐車場営業者募集要項様式集」
- ・別冊3「鹿児島空港駐車場営業者提出書類記載要領」

○別添資料

- ・別添1「鹿児島空港駐車場施設一覧」
- ・別添2「鹿児島空港駐車場平面図」
- ・別添3「鹿児島空港駐車場利用実績」

1. はじめに

国土交通省大阪航空局（以下「当局」という。）は、令和 7 年 6 月 30 日に設置した「鹿児島空港駐車場の混雑緩和等に向けた検討会」において得られた合意事項（令和 8 年 3 月 5 日）に基づき、鹿児島空港駐車場（以下「駐車場」という。）の整備、運営及び維持管理（以下「本事業」という。）を実施する者（以下「営業者」という。）を募集及び選定し、30 年間の事業運営を実施せしめることを計画している。

2. 募集要項の定義

この募集要項は、当局が本事業の営業者を募集及び選定するに当たり、必要な事項を明記するものである。なお、別冊資料及び別添資料は、この募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、営業者が効率的で創意工夫を生かした利用者への適正な対価による駐車場サービスを提供することにより、利用者利便の増進及び空港内交通の秩序維持を図ることを目的とする。

（2）事業内容及び事業期間

営業者が実施する事業は、駐車場の整備、運営及び維持管理とする。事業期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 39 年 3 月末までとする。営業者は、十分な慣熟期間を設けた上で事業を開始すること。

①駐車場の拡張整備

営業者は、事業開始後、駐車場の容量拡大のため 5 年以内に立体駐車場を整備（以下、「拡張整備」という。）することとし、整備が完了したものから段階的に供用開始するなど、早期の整備・供用に努めることとする。ただし、当局と協議の上、特別な事情が認められる場合においては、この限りではない。

②駐車場の運営及び維持管理

立体駐車場の運営開始日については、整備状況を踏まえ、当局と協議の上、決定することとし、運営期間は上記の事業期間の満了日までとする。

③事業期間の終了

下記いずれかの期限が更新されずに満了する場合、若しくは許可・貸付・承認のいずれかが取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって事業期間は終了する。

- ・国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項の許可（立体駐車場整備期間中に限る）又は第 18 条第 2 項第 1 号の貸付（立体駐車場整備期間中を除く）
- ・空港管理規則（以下「空管則」という。）第 7 条及び第 12 条の承認

4. 営業者選定スケジュール

募集要項等の公表後、営業者の選定までのスケジュールは、以下のとおりである。

○スケジュール

- ・募集要項等公表 : 令和 8 年 9 月 18 日 (金)
- ・募集要項等に関する質問受付期間 : 令和 8 年 9 月 18 日 (金) ~ 10 月 5 日 (月)
- ・現地見学会 : 令和 8 年 10 月 1 日 (木)
- ・質問に対する回答の公表予定日 : 令和 8 年 10 月 13 日 (火)
- ・応募書類受付期間 : 令和 8 年 10 月 13 日 (火) ~ 11 月 13 日 (金)
- ・営業者公表 : 令和 8 年 12 月下旬

5. 駐車場等の概要

(1) 駐車枠

〔現状〕一般用及び月極用として普通自動車 1937 台 (うち車椅子使用者用駐車施設等 29 台、電気自動車充電スペース 3 台、マイクロバス 2 台)、自動二輪車 34 台、の合計 1971 台である。

また、従業員用の駐車枠は、空港外駐車場に設置しており、その駐車枠数は合計約 720 台である。

〔参考〕空港周辺には民間事業者 19 社により駐車場事業を運営しており、駐車枠は合計約 2930 台である。

(2) その他

別冊 1「鹿児島空港駐車場の概要」を参照すること。

6. 応募者の参加・資格要件等

(1) 応募者の参加・資格要件等

- ・単独法人で応募する場合

以下の参加要件及び資格要件を満たすこと

- ・新たに法人を設立する場合

複数の法人が出資し、新たな法人を設立して本事業に応募する場合は、その構成法人が、「③特例要件」の全てを満たすこと、この場合、新法人を設立するまでの間は、代表する法人 (以下「代表法人」という。) を定め、代表法人が本募集要項等に定める手続きを行うこと。

① 応募者の参加要件

応募者は、次の「ア」から「ス」の全ての要件を満たすこと。

地方公共団体にあっては、「ウ」、「エ」の要件を満たすこと。

ア. 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てをしてい

る者又は申立てをされている者でないこと。

イ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者でないこと。

ウ. 駐車場法及び空管則の規定に違反し、又は駐車場法及び空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から 2 年を経過しない者でないこと。

エ. 空管則第 12 条又は第 12 条の 2 に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空管則第 26 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく承認を取り消された日から 2 年を経過しない者でないこと。

オ. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去 2 年以内に空管則第 12 条若しくは第 12 条の 2 に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は空管則第 26 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。

カ. 役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者ではないこと。

キ. 役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

ク. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ケ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。

コ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

サ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

シ. 暴力団又は暴力団員及びキからサまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

ス. 空港法、空管則のほか、当該応募に係る事業を行うに当たり、必要となる許認可等に係る関係法令を遵守していること。

②応募者の資格要件

応募者は次の要件のうち一つ以上を満たしていること。

ア. 応募書類提出時点で、収容台数 250 台以上／箇所の適法な有料駐車場の整備及び

運営を行っていること。

イ. 応募書類提出時点で、不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共交通機関の旅客施設の整備及び運営を行っていること。

③特例要件

ア. 構成法人の全てが「①応募者の参加要件」を満たすこと。

イ. 構成法人のうち、一法人以上が「②応募者の資格要件」を満たすこと。

ウ. 本応募書類受付期間において、構成法人が、他の応募者若しくは他の応募者の構成法人とならないこと。

(2) 応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、複数の法人による構成法人にて応募した場合、構成法人のいずれかが該当する場合も失格とする。

①提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合

②審査の公平性に影響を与える行為があった場合

③応募書類提出後から営業者の選定までの間に応募者の参加・資格要件等(6.(1)の要件をいう。)を満たさなくなった場合

④提供資料の取扱い(9.(5)②)において、禁止されている行為に抵触した場合

⑤10.(2)②に定める第2次審査においてF評価があった場合

7. 現地見学会

募集要項の公表後、現地見学会を行う。ただし、希望者がいない場合は行わない。

現地見学会へ参加を希望する者(原則、1法人につき2名までとする。)は、現地見学会参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、令和8年9月28日(月)17時までに電子メールで申し込むこと。

※なお、現地見学会への参加は、応募条件ではない。応募者間の公平性を確保するため、本応募に直接関係する質問については、現地見学会では受け付けない。

(現地見学会の申込先及び問合せ先)

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係

電 話：06-6937-2726

メールアドレス：cab-r7dkoubo@ki.mlit.go.jp

(現地見学会の日時及び集合場所)

・日 時：令和8年10月1日(木) 当局が指定した時間帯において実施

・集合場所：鹿児島県霧島市溝辺町麓 838

国土交通省 大阪航空局 鹿児島空港事務所 1階会議室

電話 0995-58-4440

ただし、応募者多数により当局が数日に分けて現地見学会の実施が必要と判断した場合は、当局が別途指示する日時にて実施する場合がある。

8. 募集要項に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期間

令和8年9月18日（金）～10月5日（月）17：00まで（必着）

②提出方法

質問書（様式第2号）を電子メールに添付することにより提出すること。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

③提出先

「7. 現地見学会」の申込先及び問合せ先と同じ。

(2) 質問への回答

①回答方法

質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると当局が認める場合を除き、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

②回答公表予定日

令和8年10月13日（火）

なお、応募書類の作成に当たり、早期に周知する必要があると当局が判断した事項に関しては、回答予定日以前に回答を公表することがある。

9. 応募手続き

(1) 応募書類の作成

応募書類は、別冊2「鹿児島空港駐車場営業者募集要項様式集」を参照の上、別冊3「鹿児島空港駐車場営業者提出書類記載要領」に定めるところに従い作成すること。

応募書類は以下のとおりである。ただし、地方公共団体にあつては、⑧・⑨・⑫・⑬の書類については、提出は不要とする。また、⑭・⑮の書類については、構成法人（グループ）にて応募する場合のみ提出を要する。

①応募書類提出書（様式第3号）

〔参加・資格要件等に関する応募書類〕

②自認書（様式第4号）

- ③国有財産使用に係る誓約書（様式第5号）
- ④宣誓書（様式第6号）
- ⑤役員名簿（様式第7号）
- ⑥運営実績（様式第8号）
- ⑦資格要件を満たすことが確認できる資料
（6.（1）②に該当する施設における運営実績の契約書の写し）
- ⑧定款もしくは寄附行為
- ⑨登記事項証明書
- ⑩直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- ⑪本事業の実施及び応募に当たっての総会若しくは役員会の決議書等の写し、又はこれらに準ずるもの（社内稟議等）※なお、構成法人（グループ）にて応募する場合は、構成法人として参加する旨の決議書等の写しを含む）
- ⑫常勤役員の経歴書
- ⑬株主名簿又はこれらに準ずるもの
- ⑭グループ構成届（様式第9号）
- ⑮委任状（様式第10号）
- 〔事業計画等に関する応募書類〕
- ⑯事業方針及び事業実施体制（様式第11号）
- ⑰維持管理計画及び安全確保（様式第12号）
- ⑱利用者対応及び空港利用促進（様式第13号）
- ⑲拡張整備計画（様式第14号）
- ⑳環境への配慮（様式第15号）
- ㉑空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第16号）
- ㉒資金調達計画（様式第17号及び別表）
- ㉓収支計画（様式第18号及び別表）
- ㉔料金設定（様式第19号）

（2）受付期間

令和8年10月13日（火）～11月13日（金）（必着）
行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで

（3）提出方法

応募書類は、原則持参又は郵送（書留などの受付確認のできる方法に限る。）により提出すること。また、応募書類提出時に、各提出書類の情報（ファイルの形式は変更しないこと）を保存したCD-R等を1部提出すること。なお、応募書類の提出後、辞退する場合は、意思決定後速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

(4) 提出先

〒540-8559

大阪府大阪市中心区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係

電話番号：06-6937-2726

(5) 応募に関する留意事項

① 応募書類の取扱い

ア. 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出後の変更及び追加は認めない。ただし、当局が審査に必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

イ. 著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類は、営業者の選定以外には使用しない。ただし、営業者として選定した場合の応募書類について、当局が必要と認める場合は、その全部又は一部を無償で使用できること。

ウ. 応募書類の提出に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこと。

エ. 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。

オ. 応募書類は、行政機関の保有する情報公開に関する法律に定める行政文書に該当する。また、当局が情報公開を行う場合には、必要に応じて協力すること。

カ. 当局は、応募に係る費用（資料作成等を含む）その他本事業に要する一切の費用について負担しない。

② 提供資料の取扱い

当局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

また、この検討の範囲内であっても、当局の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

③ 構成法人の変更

グループにて応募した場合、原則、構成法人の変更は認めない。ただし、当局が変更を認めた場合はこの限りではない。

(6) 応募者の公表について

審査の公正性の確保のため、具体的な応募者名については、応募受付期間の終了時点では非公表とする。

営業者の法人名及び選定概要等については、営業者の選定後に公表する。

10. 営業者選定審査

(1) 審査会の設置

当局に大阪航空局管内構内営業予定者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行う。なお、審査会の開催は非公開とする。

(2) 審査方法

「10. (1)」の審査会において、応募書類の審査を以下のとおり行う。

①第1次審査（参加・資格要件に関する事項）

第1次審査では、応募書類をもとに応募者の参加・資格要件に示した項目について審査する。

②第2次審査（事業計画等に関する事項）

第2次審査では、第1次審査において参加・資格要件を満たしている応募について、応募書類をもとに、本募集要項に示す要求水準を満たすことを確認した上で、次表に示す「審査事項」に沿って提案内容を評価し、評価点（配点合計250点）を付与する。評価点の総和をもって総評価点とする。また、第2次審査における評価項目の算定方法は、以下のとおりとする。

A・・・非常に優れている	配点×1.0
B・・・優れている	配点×0.8
C・・・普通	配点×0.6
D・・・劣っている	配点×0.4
E・・・非常に劣っている	配点×0.2
F・・・要求水準を全く満たしていない	失格

※ 表 審査事項等

審査事項	審査基準	配点
ア. 事業方針及び 事業実施体制 (様式第11号)	・事業実施に当たっての考え方、事業方針が駐車場の役割と公共施設管理者としての立場を十分理解した提案内容であるか ・円滑な施設整備、運営、維持管理及び利用者対応を行うための体制等を有する提案内容であるか	20
イ. 維持管理計画及び 安全確保 (様式第12号)	・コストも考慮した維持管理計画（清掃作業、予防保全、保守点検、修繕等）であるか ・駐車場利用者の安全が確保されている提案内容であるか ・交通事故防止策及び緊急時・非常時の対応を有する提案内容であるか ・車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する対策や放置車両への対応を有する提案内容であるか	25

ウ. 利用者対応及び空港利用促進 (様式第13号)	・利用者のニーズ(料金の徴収方法、苦情・その他の意見への対応含む)に沿った提案内容であるか ・多客期及び整備時を含む混雑への対応を有する提案内容であるか ・更なる利便性向上に繋がる独自の提案等があるか(レンタカーやカーシェアリングの導入や、駐車場のDX化、利用促進につながる割引サービス等) ・利用者の満足度向上及びサービス品質を継続的に改善していく提案等であるか	45
エ. 拡張整備計画 (様式第14号)	・適切な拡張整備計画を有する提案内容であるか ・整備に当たり、安全が確保されている提案内容であるか ・整備に当たり、創意工夫されている提案内容であるか ・立体駐車場整備期間中において、代替駐車場による容量確保、利用者利便性の確保を有した提案内容であるか。	50
オ. 環境への配慮 (様式第15号)	・CO2 排出量削減に係る取組など、環境へ配慮した取組を有する提案内容であるか ・拡張整備及び代替駐車場の確保に当たり、周辺道路の渋滞対策や周辺住民への配慮がなされた提案内容であるか	25
カ. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策 (様式第16号)	・空港関係者(国、ターミナルビル事業者及びアクセス事業者、周辺自治体等)との連携(法定協議会、混雑緩和策等)を考慮した提案内容であるか ・周辺の自治体及び地域との共生(地域活性化、地元企業との連携、地域イベントへの参加・協力、周辺地域の美化活動等)を考慮した提案内容であるか	25
キ. 資金調達計画 (様式第17号及び別表)	・本事業を適切に実施するため、想定される資金を把握し、妥当な計画であるか	5
ク. 収支計画 (様式第18号及び別表)	・本事業を適切に実施するため、合理的な根拠に基づき算定され、安定的で妥当な収支計画であるか	5
ケ. 料金設定 (様式第19号)	以下の観点から料金設定の考え方に関する論理評価により審査を行う。 ・混雑状況の分析結果及び混雑状況を踏まえた設備投資等と駐車場料金の関係性 ・利用者利便と駐車場料金の関係性 ・公共交通機関、近隣駐車場及び他空港駐車場の料金と駐車場料金の関係性	50
合 計		250

(3) ヒアリングの実施

審査会は、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある。
その場合の日程等は別途、応募者に連絡する。

11. 営業者の選定

(1) 選定方法

営業者の選定は、「10. 営業者選定審査」の審査結果を踏まえて、大阪航空局長が
営業者及び次点営業者を選定する。

営業者として選定された者が辞退した場合、又は選定を取り消された場合は、次
点営業者を営業者として選定する。

(2) 営業者への条件

営業者の選定に当たっては、条件（提案内容の改善・追加変更等）を付すことがある。

(3) 営業者等の公表

営業者等の選定結果は、応募者全員に通知するとともに、次の事項については、
当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

- ① 営業者の法人名、住所、法人の概要
- ② 営業者の選定概要
- ③ その他

(4) 選定後の手続き等

- ① 営業者は、選定結果の通知を受けた日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）
以内に、大阪航空局長あて請書（様式第20号）を提出すること。また、辞退する場
合は、辞退届（様式第21号）を提出すること。
- ② 請書提出後においても、「(5) 選定の取消し」に該当すると認められる場合は、選定
を取り消す場合がある。

(5) 選定の取消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、営業者の選定を取り消す。

- ① 偽りその他不正な手段により選定された場合
- ② 応募者の参加・資格要件等（6.（1）の要件をいう。）を満たさなくなった場合
- ③ 所定の期日までに請書を提出しない場合又は辞退届を提出した場合
- ④ その他営業者として不適格と認められる事項が判明した場合

（６）選定しない場合

最終的に、応募者がいない、あるいは、「（５）選定の取消し」に該当すると認められる場合は、再度募集手続きをとる予定であるが、その際には、この旨を当局ホームページへ掲載することにより公表する予定である。

１２．遵守すべき法令等

営業者は、下記の関係法令に加え、応募内容の実施に当たり、必要とされる関係法令等を遵守すること。

- ・ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ・ 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 国有財産法（昭和 23 年法律第 735 号）
- ・ 空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
（以下「バリアフリー法」という。）
- ・ その他関係法令、条例等

１３．本事業に関する要求水準

営業者は、以下に示す要求水準に沿って本事業を行うこと。

なお、この要求水準は、本事業において当局が営業者に要求する最低限満たすべき水準であり、応募者からより優れた提案が得られるよう具体的な指針を与えるものである。

また、営業者は提案した事業内容について履行しなければならない。なお、運営状況や履行状況によっては当局から指導等を行う場合がある。

（１）事業全体

①本事業は通年営業とする。

駐車場の営業時間は、24 時間営業とする。なお、管理要員の配置及び施設の運用については、空港利用者の利用状況を踏まえ適切に設定するものとする。

②本事業の実施に当たっては、利用者利便の増進及び駐車場内交通の秩序維持を図ること。

③本事業の実施に当たり、連携体制及び責任体制を明確にしておくこと。

④本事業の実施に当たり、ガバナンス（企業統治）の確保に関する次の取り組みについて、宣誓書（様式第 6 号）にて宣誓すること。

ア．ガバナンス（企業統治）確保のための指針等の整備と遵守の宣言

イ．社外取締役・監査役等が監督する仕組みを含めた適切な経営の確保

ウ．不適切事案の速やかな公表を含めた国民に対する積極的な情報開示の実行

（２）施設及び配置

①駐車場台数については、現況の駐車枠数 1971 台（一般用）を基準とし、立体駐車場の整備期間中は、駐車場の収容能力が一時的に低下することから、代替地の確保等により、現況の駐車場容量を確保し、駐車場混雑が生じないよう措置を講ずること。当該措置の実施に当たっては、利用者利便性の確保、周辺道路の混雑対策及び周辺住民への配慮等も行うこと。

さらに、拡張整備後は、立体駐車場の設置により現況の駐車枠数 1971 台（一般用）に 900 台以上の容量拡大分を加えた合計 2871 台以上（車椅子使用者用駐車施設等はバリアフリー法に定める台数以上、自動二輪車は 34 台以上）を確保すること。

ただし、拡張整備後においては、空港従業員の駐車枠数 770 台以上（現状、空港外駐車場に設置している約 720 台と需要増に伴い必要となる増加分の合計）を空港駐車場内に配置すること。

②歩行者の安全及び車両走行の円滑化が図られるようにすること。

③駐車枠及び車路について、関係法令等に基づき適切な寸法等を確保すること。

④駐車場運営に必要な機器等については、営業者で準備すること。なお、現営業者が所有又は取得を予定している施設（別添 1「鹿児島空港駐車場施設一覧」を参照）については、現営業者と協議・精査の上、引き継ぐこと。

⑤利用者の利便性及び安全性を確保するために、マーキング等の必要な補修を適宜行うこと。

⑥駐車場敷地内に設置されている鹿児島空港足湯の源泉設備、災害用井戸設備（別添 2「鹿児島空港駐車場平面図」を参照）部分は駐車枠として使用することができないため留意すること。

⑦車椅子使用者用駐車施設等については、鹿児島県下で運用中の「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度」（通称パーキングパーミット制度）の趣旨を踏まえ、本制度に基づく協力施設として引き続き登録すること。

⑧立体駐車場等の整備工事に当たり、以下の対策を講ずること。営業者自らが建設工事を行わず、外部発注をする場合は、当該建設事業者以下に以下の対策を講ずるよう求め、履行させること。

- ・周辺環境及び空港利用者への影響を最小限とする防音・防振対策
- ・整備工事に伴い発生する建設副産物（建設発生土及び産業廃棄物等）について、関係法令を遵守した適正な分別、保管、運搬及び処理を行うこと。

⑨レンタカーやカーシェアリング等、更なる利便性向上に資する機能を検討すること。

（３）運営及び維持管理（新たに拡張整備する施設を含む）

①更なる利便性向上に資する機能を設置する場合は、駐車枠数を確保した上で、当該施

設を常時適切に運営及び維持管理すること。

- ②駐車場の混雑が見込まれる場合は、管理要員の増員を行うとともに、混雑状況の表示、ウェブサイトを通じた情報発信、料金徴収システムの改善、ゲートの増加等を行うほか、空港関係事業者と協調して、公共交通機関の利用促進に係る周知、周辺民間駐車場との連携強化やシャトルバスの運行等により適切に対応すること。
- ③利用者利便の増進に資する取組への積極的な検討及び投資を行うこと。
- ④空港利用促進に係る施策（空の日事業、空港の利用促進、ユニバーサルデザインの推進等）及び空港法第 14 条で規定する協議会の協議結果等について、営業者として協力体制を整え、積極的に対応すること。

（４）料金設定

- ①本事業に係る料金は、空港周辺又は類似業務の駐車場料金を勘案し、また、空港規模やアクセス状況等が類似する他空港駐車場における空港駐車場の立地特性（ターミナルビルからの距離等）を踏まえ設定すること。
- ②料金種別は、普通自動車、大型自動車、自動二輪車及び月極駐車料金（普通自動車）に区分し設定すること。なお、身体障害者料金は、別途設定すること。
- ③事業開始時からの営業者利益率が、総務省が実施する経済センサスの数値をもとに当局が定めた基準利益率（10.1％（令和８年度現在）、小数点第２位以下切捨）を超過しないよう設定すること。なお、各年の営業者利益率は年間の「（収入総額－費用総額）／収入総額」で求めること。また、基準利益率は今後変動する場合がある。
- ④事業開始後、料金施策による需要コントロールとして駐車場料金を変更する必要がある場合には、事前に当局と協議するものとする。
- ⑤事業開始後、経済情勢等の諸般の事情により駐車場料金を変更する必要がある場合は、事前に当局と協議するものとする。

1 4. 適正な業務の確保

適正な業務の確保を図るため、当局及び営業者が講ずる措置は、以下の各号によるものとする。

- ①営業者は、自己の責任及び費用により、社会情勢や駐車場に対する要請の変化等に応じて、要求水準及び提案資料の内容を満たす方法により本事業を実施しなければならない。
- ②営業者は、毎年度、事業計画書（５年程度の中期的な見通しを含む。）及び事業報告書により、実施している事業が要求水準及び提案資料の内容を満たしていることを当局に報告しなければならない。
- ③本事業の円滑かつ着実な実施を図るため、事業期間中において生じた必要な措置については、当局と営業者が協議し、決定するものとする。

- ④当局が要求水準及び提案資料の内容を満たしていないと判断した場合、又は当局が前号の決定を遵守していないと判断した場合、当局は、営業者に必要な改善措置を講ずるよう求めるものとする。
- ⑤営業者が前号の求めに応じない場合、当局は、関係法令等に基づき、営業者に対して必要な措置を講ずることがある。

15. 空港管理規則に基づく手続き

空管則に基づき、営業者は以下の手続きを行うこと。

(1) 施設の設置承認申請

本事業に必要な施設等の設置に当たり、空管則第7条の規定に基づき施設の設置承認申請を行い、当局の承認を得ること。また、現営業者からの施設の引き受けについても、本事業の開始前（別途当局が指示。）までに空管則第9条の規定に基づく申請を行い、当局の承認を得ること。

(2) 構内営業承認申請

本事業の実施に当たり、空管則第12条第1項の規定に基づき構内営業承認申請を行い、当局の承認を得ること。なお、空管則第12条第1項の承認を受けた者は、営業全部又は、一部を他人に譲渡、貸渡、又は委託しようとするときは、空管則第13条第1項の申請を行い、当局の承認を受けなければならない。

(3) 営業に係る料金（駐車料金）の承認申請

営業者は、提案した駐車料金を上限とし、空管則第16条に基づく申請を行い、当局の承認を得ること。料金審査の結果、当局が定める利益率を超過している場合には、当局は、申請者に対して当該料金の見直し等を求めることがある。

(4) 留意事項

- ①空管則に基づく承認には、条件又は期限を付することがある。
- ②空管則第24条の規定に基づき、当局は、営業者に対し本事業の状況等について報告を求めることがある。

16. 国有財産に係る手続き

(1) 国有財産の使用許可について

- ①立体駐車場供用開始までの国有財産の使用については、国有財産法等に基づき、当局の許可を受けること。
- ②使用許可期間は、国有財産法等に基づき当局が使用を許可する期間とする。
- ③国有財産（土地）の使用料（概算）は、約120,787千円（令和8年度）である（当

該用地に係る鑑定評価に基づき、年度ごとに算定。ただし、駐車場事業に係る収益性の適切な把握が可能となった後は、これを加味して算定する)。なお、確定金額は営業者選定後に別途定める。また、当該使用料は国有財産法等に基づき、毎年度見直しを行う。国有地の範囲については、別添2「鹿児島空港駐車場平面図」を参照すること。

(2) 国有財産の貸付について

- ①立体駐車場の運営開始日より、国有財産の使用については、国有財産法等に基づき、事業用定期借地契約とする。この場合においては、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日、蔵管第1号）の別紙様式7に定める「国有財産有償貸付合意書例」を基本とし、公正証書により締結する。なお、公正証書は当局が指定する公証役場にて作成することとし、作成に係る手数料等については全額営業者負担とする。
- ②貸付期間は、国有財産法等に基づき「3.(2)」で定められた事業期間満了日から「16.(1)②」において許可した期間を差し引いた期間とする。
- ③国有財産貸付料は、国有財産法等に基づき、3年毎に見直しを行う。
- ④本契約においては会計法に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10を納付するものとする。契約時点においては、確定している第1年次から第3年次までの貸付料合計額の100分の10を納付し、残りの契約保証金については、貸付料改定時毎に確定した貸付料合計額の100分の10を納付するものとする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3の規定に該当する場合には、大阪航空局長の判断により、契約保証金の納付を免除する。

(3) 留意事項

- ①営業者は、国有地等を善良な管理者の注意をもって維持保存し、そのために通常必要とする修繕費その他の経費は営業者の負担とすること。
- ②事業期間満了日まで、又は「3.(2)③」により事業期間が終了するときは当局の指定する期日までに当局の指示により自己の責任と負担において、使用を許可された物件又は貸付物件上の建物その他工作物を除去し、当該物件を原状に回復して、当局に更地で返還しなければならない。ただし、再契約のほか、当局が指示した場合にはこの限りでない。
- ③営業者は、当局が発行する納入告知書により、毎年度使用料等を納付期限までに納付すること。

17. その他留意事項

営業者は、本事業の実施に当たって、次の事項について留意すること。

- ①営業者は、必要な関係法令等の手続きを行うこと。
- ②営業者は、本事業の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関との協議を十分に行うこと。（特に、駐車場混雑緩和への取組にあっては積極的に協議等を行うこと。）
- ③ライフラインの接続は、営業者の責任で行うこと。なお、ライフラインの整備、維持管理に当たっては、関係者間で十分に調整を行うこと。
- ④営業者は、本事業において、他の者に責任があると認められる場合を除き、一切の責任を有する。
- ⑤当局は、応募に係る費用（資料作成等含む）、その他本事業に要する一切の費用について負担しない。
- ⑥本募集要項等については、法令等の改正等により必要に応じ内容の見直し又は変更を行う場合がある。
- ⑦営業者は、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、本事業期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。
- ⑧営業者は、国から身体障害者の駐車場利用に係る利便の増進についての協力要請があった場合には、その要請に従うこと。
- ⑨営業者は、国から空港における脱炭素化推進計画に係る協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

【本募集要項等に関する問合せ先】

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係

電話番号：06-6937-2726

メールアドレス：cab-r7dkoubo@ki.mlit.go.jp

別冊 1

鹿児島空港駐車場の概要

令和8年9月

国土交通省 大阪航空局

1. 鹿児島空港の概要

(1) 空港名：鹿児島空港

(2) 所在地：鹿児島県霧島市溝辺町麓

(3) 施設等

①滑走路	長さ 3,000m 幅 45m
②エプロン（バース数及び内訳）	大型ジェット機用 10バース 中型、小型ジェット機用 3バース プロペラ機 14バース その他 6バース

③運用時間等

[1] 空港の運用時間

15時00分～07時00分～22時00分

※但し、運用時間に関して、空港管理者は定期便の遅延、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

[2] 空港機能施設事業等の営業時間

- ・旅客取扱施設
06時00分～最終到着便の30分後
- ・貨物取扱施設
06時00分～22時00分
- ・給油施設
06時00分～21時00分
- ・駐車場 24時間

(4) 乗り入れ航空会社

鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

(5) 路線・ダイヤ

鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

(6) 乗降客数

	国内線（人）	国際線（人）	合計（人）
令和３年度	2,677,894	0	2,677,894
令和４年度	4,667,519	11,302	4,678,821
令和５年度	5,474,879	74,960	5,549,839
令和６年度	5,541,077	189,764	5,730,841
令和７年度	5,660,924	265,606	5,926,530
令和８年度(4～6月)	1,313,557	35,458	1,349,015

※資料:空港管理状況調書より。なお令和８年度（４～６月）は速報値である。

(7) 交通アクセス

鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

(8) 空港が提供するサービスに係る施設

- ①総合案内所：有 ※項目「②」と併せて「観光総合案内所」
- ②観光情報センター：有
- ③C I Q：国際線便発着時のみ対応有り
- ④ラウンジ（有料）：有 ※カード会社提携
- ⑤国際電話：有
- ⑥宅配便：有
- ⑦コインロッカー：有
- ⑧銀行／ＡＴＭ／両替機（国際線 PTB）：有
- ⑨貸会議室、多目的ホール：有
- ⑩車椅子等の貸し出し所：有
- ⑪授乳室：有
- ⑫レンタカー案内所：無 ※「①」総合案内所にて取次可能
- ⑬飲食店・物販店：有
- ⑭喫煙所：有
- ⑮展望デッキ：有
- ⑯キッズルーム：有
- ⑰インターネット環境：個室型ワークブース、無線 LAN エリア
- ⑱リラクゼーションルーム：有（マッサージ）
- ⑲空港が提供するその他のサービスに係る施設
 - ・天然温泉足湯「おやっとさあ」
 - ・SORA STAGE (フライトシミュレータ体験、その他エンジン等の展示)
 - ・コンビニエンスストア
 - ・礼拝室（国際線 PTB）

※「有」としたものの詳細については、鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

2. 鹿児島空港駐車場の現況

I. 一般駐車場

①運営者：鹿児島空港ビルディング株式会社

②営業時間：24 時間

③料金体系：

通常期：A 期間

種 別	期間及び料金（税込）
普通自動車	入場から2時間以内 0 円
	2時間を超え12時間まで1時間ごと 100 円
	12時間以降24時間まで 1,000 円
	24時間以降 6時間ごとに 250 円
自動二輪車	入場から2時間以内 0 円
	2時間を超え12時間まで1時間ごと 60 円
	12時間以降24時間まで 600 円
	24時間以降 6時間ごとに 150 円

多客期：B 期間

種 別	期間及び料金（税込）
普通自動車	入場から2時間以内 0 円
	2時間を超え14時間まで1時間ごと 100 円
	14時間以降24時間まで 1,200 円
	24時間以降 6時間ごとに 300 円
自動二輪車	入場から2時間以内 0 円
	2時間を超え14時間まで1時間ごと 60 円
	14時間以降24時間まで 720 円
	24時間以降 6時間ごとに 180 円

※通常期（A期間）から多客期（B期間）をまたぐ24時間はA期間料金、B期間からA期間をまたぐ24時間はB期間料金を適用する。

※駐車料金割引：身体障害者割引 上記料金の50%引き（10円未満の端数は切り捨て）

多客期（B 期間）の設定期間

期間名称	期間
ゴールデンウィーク	4月25日から 5月 6日
夏休み	7月11日から 8月31日
行楽シーズン	9月 1日から11月30日
年末年始	12月19日から 1月 4日
春休み	3月20日から 3月31日

※通常期（A期間）の設定期間は、上述多客期期間以外の期間

④駐車枠数：令和８年８月現在の駐車枠数は以下のとおり。

普通自動車用 1,937 台（うち身体障害者用 29 台、電気自動車充電スペース３台、マイクロバス 2 台）

自動二輪車用 34 台

Ⅱ．月極駐車場

①運営者：鹿児島空港ビルディング株式会社

②営業時間：24 時間

③料金体系：普通自動車 1 ヶ月 6,600 円（税込）

自動二輪車 1 ヶ月 3,960 円（税込）

④駐車枠数：令和８年８月現在の駐車枠数は以下のとおり。

普通自動車用 0 台

自動二輪車用 一般駐車場駐車枠に含む

※従業員用の駐車枠は、空港外駐車場に設置しており、その駐車枠数は合計約 720 台である。

Ⅲ．駐車場利用実績

鹿児島空港駐車場の利用実績については、別添 3「鹿児島空港駐車場利用実績」を参照すること。

3．駐車場用地概要

項目	概要
事業範囲	※別添 2「鹿児島空港駐車場平面図」参照
全体敷地面積	約 45,500 m ²
用途地域	指定なし
高度地区	指定なし
防火・準防火	指定なし
その他地域地区	都市計画域内 白地地域
建ぺい率	70%
容積率	400%
駐車場の形式	平面駐車場
舗装の種類	アスファルト舗装
その他	鹿児島県有地借用、国道 504 号（中央分離帯内）道路占用許可 ※別添 2「鹿児島空港駐車場平面図」参照

鹿児島空港駐車場営業者
募集要項様式集

令和8年9月
国土交通省 大阪航空局

I 様式一覧

(1) 現地見学会参加に関する提出書類

(様式第1号) 現地見学会参加申込書

(2) 質問に関する提出書類

(様式第2号) 質問書

(3) 応募書類

(様式第3号) 応募書類提出書

参加・資格要件等に関する応募書類

(様式第4号) 自認書

(様式第5号) 国有財産使用許可に係る誓約書

(様式第6号) 宣誓書

(様式第7号) 役員名簿

(様式第8号) 運営実績

(様式第9号) グループ構成届

(様式第10号) 委任状

事業計画等に関する応募書類

(様式第11号) 事業方針及び事業実施体制

(様式第12号) 維持管理計画及び安全確保

(様式第13号) 利用者対応及び空港利用促進

(様式第14号) 拡張整備計画及び安全確保

(様式第15号) 環境への配慮

(様式第16号) 空港関係者との連携及び周辺
地域との共生対策

(様式第17号及び別表) 資金調達計画

(様式第18号及び別表) 収支計画

(様式第19号) 料金設定

(4) 営業者選定後の提出書類

(様式第20号) 請書

(5) 事業辞退時の提出書類

(様式第21号) 辞退届

(様式第1号)

令和 年 月 日

現地見学会参加申込書

大阪航空局 空港部 空港管理課 御中

法人住所
法人名
代表者氏名

鹿児島空港駐車場営業者募集に関する現地見学会に参加を申し込みます。

法人名	
所在地	
担当者所属	
(ふりがな) 担当者氏名	
連絡先	電話番号 メールアドレス
(ふりがな) 参加者氏名	

1. 説明会への参加は、原則1法人につき2名までとします。
2. 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記にお申し込み下さい。
なお、送信・受信の確認を必ず行って下さい。

〔申込先〕

大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係
メールアドレス：cab-r7dkoubo@ki.mlit.go.jp
電話番号：06-6937-2726

(様式第2号)

令和 年 月 日

質 問 書

(質問者)
法人住所
法人名
代表者氏名

鹿児島空港駐車場営業者募集要項に関して、下記のとおり質問致します。

担当者所属及び氏名		
連絡先		TEL メールアドレス
質問番号	質 問 箇 所	質 問 内 容
(記入例) 1/3	募集要項 1P 9 行目 2.事業概要	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
2/3	募集要項 9P 7 行目 12.(2)施設整備	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
3/3	募集要項 11P 5 行目 ①	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。

- 注) 1. 質問事項は簡潔に分かりやすい記載をお願いします。
2. 質問は、1 行につき 1 問とし、質問数が複数の場合は質問番号欄に当該質問番号及び通しの質問番号(全質問数)を明記してください。
3. 重複する質問は、記載しないでください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

応募書類提出書

大阪航空局長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名

鹿児島空港において駐車場営業を希望しますので、応募書類を提出します。

なお、募集要項に定められた参加・資格要件を満たしていること、応募書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

《参加・資格要件等に関する応募書類》

- ①自認書（様式第4号）
- ②国有財産使用許可に係る誓約書（様式第5号）
- ③宣誓書（様式第6号）
- ④役員名簿（様式第7号）
- ⑤運営実績（様式第8号）
- ⑥資格要件を満たすことが確認できる資料
- ⑦定款もしくは寄附行為
- ⑧登記事項証明書
- ⑨直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- ⑩本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの
- ⑪常勤役員の経歴書
- ⑫株主名簿又はこれらに準ずるもの
- ⑬グループ構成届（様式第9号）
- ⑭委任状（様式第10号）

《事業計画及び料金設定に関する応募書類》

- ⑮事業方針及び事業実施体制（様式第11号）
- ⑯維持管理計画及び安全確保（様式第12号）
- ⑰利用者対応及び空港利用促進（様式第13号）
- ⑱拡張整備計画及び安全確保（様式第14号）
- ⑲環境への配慮（様式第15号）
- ⑳空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第16号）
- ㉑資金調達計画（様式第17号及び別表）
- ㉒収支計画（様式第18号及び別表）
- ㉓料金設定（様式第19号）

《連絡先等》

担当者所属：

担当者名（ふりがな）：

連絡先（電話番号）：

(様式第4号)

自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所：_____

法人名：_____

- ☐ ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ☐ ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ☐ ③駐車場法（昭和32年法律第106号）及び空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）の規定に違反し、又は駐車場法及び空港管理規則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- ☐ ④空港管理規則第12条または第12条の2に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空港管理規則第26条第1項若しくは第2項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者ではないこと。
- ☐ ⑤法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に空港管理規則第12条若しくは第12条の2に基づき承認を拒否された法人若しくは団体又は空港管理規則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- ☐ ⑥役員等が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- ☐ ⑦役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ☐ ⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ☐ ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- ☐ ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ☐ ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ☐ ⑫暴力団又は暴力団員及び⑦から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ☐ ⑬空港法、空管則のほか、当該応募に係る事業を行うにあたり、必要となる許認可等に係る関係法令を遵守していること。

令和 年 月 日

大阪航空局長 殿

代表者氏名

(様式第5号)

国有財産使用許可に係る誓約書

当方は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。なお、本書の提出に併せて別添役員名簿を提出します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式第6号により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者 ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

大阪航空局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(様式第6号)

宣誓書

当方は、ガバナンス（企業統治）の確保に関する下記ア～ウの取り組みについて、

- ☐ （宣誓日時点において）既に講じている
- ☐ （宣誓日時点において）今後講じる予定でいる

ことを宣誓します。

記

ア．ガバナンス（企業統治）確保のための指針等の整備と遵守の宣言

イ．社外取締役・監査役等が監督する仕組みを含めた適切な経営の確保

ウ．不適切事案の速やかな公表を含めた国民に対する積極的な情報開示の実行

大阪航空局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(様式第7号)

令和 年 月 日

[illegible]

(様式第 8 号)

運 営 実 績

法人名 _____

ア. 1 駐車場につき収容台数 250 台以上／箇所の適法な有料駐車場の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
駐車場の形式	
駐車台数	
構造・階数	
運営期間	年 月 ～ 年 月

イ. 不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共機関の旅客施設の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
用途	
設置者	
管理者	
管理期間	年 月 ～ 年 月

※上記実績を確認するため、根拠資料（契約書、許可書、仕様書・図面等の写し）を添付すること

グループ構成届

大阪航空局長 殿

グループ名
代表法人住所
代表法人名
代表者氏名

私共は、鹿児島空港駐車場の営業を実施するために新法人の設立を予定しており、以下の構成法人によりグループで応募することとしたので、グループ構成届を提出します。

なお、鹿児島空港駐車場営業者に選定された場合には、適切な事業実施のために速やかに新法人を設立することとしています。

記

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

委 任 状

大阪航空局長 殿

構成法人 法人住所
 法人名
 代表者氏名

印

構成法人 法人住所
 法人名
 代表者氏名

印

構成法人 法人住所
 法人名
 代表者氏名

印

私共は、下記の法人を〇〇〇〇グループの代表法人とし、鹿児島空港駐車場営業者の応募に関し、下記の権限を委任します。

受任者 法人住所
 法人名
 代表者氏名

印

委任事項

1. 第1次審査応募書類の提出に関する件
2. 第2次審査応募書類の提出に関する件
3. 審査結果の通知に関する件
4. その他募集要項に関する件

(様式第11号)

ア. 事業方針及び事業実施体制

(様式第12号)

イ. 維持管理計画及び安全確保

(様式第13号)

ウ. 利用者対応及び空港利用促進

(様式第14号)

工. 拡張整備計画及び安全確保

①適切な拡張整備計画

- ☐ 整備手法（立体化等）
- ☐ 整備にかかる概算工事費及び算出根拠
- ☐ 拡張後の台数（一般／月極／身体障害者用等の考え方）
- ☐ 図面レベルでの配置イメージ、動線の考え方
- ☐ 着工～供用開始までのスケジュール概要

②整備期間中の安全確保

- ☐ 工事車両と一般車両・歩行者の動線分離方法
- ☐ 仮設案内、誘導員配置、注意喚起方法

③創意工夫

- ☐ 利用者利便向上策
- ☐ 将来的な需要変動や社会環境変化への対応

④整備期間中の代替措置及び利用者利便の確保

- ☐ 代替駐車場の設置場所及び駐車台数
- ☐ 利用者利便の確保（空港へのアクセス手段等）

(様式第 15 号)

才. 環境への配慮

(様式第16号)

力. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策

(様式第17号)

㊦. 資金調達計画

(様式第17号別表)

キ. 資金調達計画

(単位:千円)

事業期間		R8.12～R9.3	令和9年度	令和10年度	令和11年度～令和37年度			令和38年度
		準備期間	営業開始					
前期繰越額								
源泉	自己資金							
	当期純利益							
	借入金1(長期借入)							
	借入金2(短期借入)							
	その他							
計								
使途	設備投資							
	事業費(減価償却費除く)							
	借入金1(長期借入)返済							
	借入金2(短期借入)返済							
	その他							
計								
当期過不足額								
翌期繰越額								
DSCR(※1)								
LLCR(※2)								

※1:債務返済能力を示す指標。

【計算式】DSCR＝元利金返済前キャッシュフロー÷元利金返済額。

元利金返済額＝前期末有利子負債－当期末有利子負債＋支払利息・割引料(一期限前弁済額)

※2:借入期間中の返済能力を示す指標。

【計算式】LLCR＝元利金返済前キャッシュフローの現在価値合計額÷借入元本

※現在価値化する際の割引率は借入金の利率によることとする。

※算出根拠

(様式第18号)

ク. 収支計画

(様式第18号別表)

ク. 収支計画

(単位:千円)

事業期間		R8.12～R9.3	令和9年度	令和10年度	令和11年度～令和37年度			令和38年度
		準備期間	営業開始					
収入	駐車場収入							
	その他収入							
収入計								
支出	人件費							
	一般管理費							
	水道光熱費							
	修繕費							
	土地使用料							
	保険料							
	公租公課等							
	その他							
	小計							
	譲渡費用							
	減価償却費							
支出計								
営業利益								
営業外収入								
営業外費用								
経常利益								
法人税等								
税引後当期利益								
累積損益収支								

※算出根拠

--

(様式第19号)

ケ. 料金設定

☐ 料金体系（料金表）

☐ 混雑状況の分析結果及び混雑状況を踏まえた設備投資等と駐車場料金の関係性

☐ 利用者利便と駐車場料金の関係性

☐ 公共交通機関、近隣駐車場及び他空港駐車場の料金と駐車場料金の関係性

(様式第 20 号)

令和 年 月 日

請 書

大阪航空局長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって鹿児島空港駐車場営業者に選定されました。

本事業について、令和 年 月 日付け阪空理第 号で付された条件、空港管理規則その他関係諸法令及び大阪航空局長の指示又は命令を遵守し、確実かつ適切に実施することを確約します。

(様式第21号)

令和 年 月 日

辞 退 届

大阪航空局長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって鹿児島空港駐車場営業者に
選定されましたが、都合により辞退します。

鹿児島空港駐車場営業者
提出書類記載要領

令和8年9月
国土交通省 大阪航空局

第1 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、募集要項及び以下に示す内容について留意して作成すること。

ただし、応募者の自由な提案を妨げるものではない。

- ・ 不要な文字、欄は適宜抹消すること。
- ・ 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じ、図表等を利用すること。
- ・ 様式（別表除く）に記入する場合、使用する文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ・ 金額を記載するときは、特に断りがない限り消費税及び地方消費税込みで記載すること。
- ・ 各様式が複数枚となる場合は、頁番号を付すこと。（例：1／2、2／2）
- ・ 押印が必要な場合の使用印は、代表者印とすること。
- ・ 応募書類提出後、代表者、役員が変更となった場合、変更を証明する資料とともに任意の書式で届け出ること。
- ・ 各様式で記載内容の整合性がとれていること。
- ・ 応募書類提出時に、各提出書類の情報（ファイルの形式は変更しないこと）を保存したCD－R等を1部提出すること。
- ・ 書類の順序は、様式通番のとおりとすること。
- ・ 書類はファイルに一括して左綴じし、見出しを付したうえ、表紙及び背表紙に法人名を記入すること。

第2 提出書類及び各様式の作成要領

1 現地見学会参加に関する提出書類・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部 現地見学会参加申込書（様式第1号）

- ・ 法人住所、法人名、役職名、代表者名、所在地、担当者所属、担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、参加者氏名を記入すること。
- ・ 見学会への参加は、原則、1法人につき2名までとする。
- ・ 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

〔申し込み先〕

大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係

メールアドレス：cab-r7dkoubo@ki.mlit.go.jp

電話番号：06-6937-2726

2 質問書に関する提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1 部
質問書（様式第2号）

- ・法人住所、法人名、役職名、代表者氏名、担当者所属及び氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記入すること。
- ・質問は、1 行につき 1 問とし、質問が複数ある場合は、質問番号欄に当該質問番号及び通し質問番号（全質問数）を記入すること。
- ・重複する質問は、記載しないこと。
- ・受付期間内の質問書の追加提出は可能とする。
- ・提出は、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

〔提出先〕

大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係

メールアドレス：cab-r7dkoubo@ki.mlit.go.jp

電話番号：06-6937-2726

3 応募書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：正1部、副1部

（1）応募書類提出書（様式第3号）

- ・法人住所、法人名、役職名、代表者氏名を記入し、押印すること。
- ・担当者連絡先については、本件に関する担当者の所属、氏名、連絡先（電話番号）を記入すること。

（2）自認書（様式第4号）

- ・法人住所、法人名を記入し、該当する項目にチェック（し）のうえ、役職名、代表者氏名を記入すること。

（3）国有財産使用許可に係る誓約書（様式第5号）

- ・事業者住所、代表者氏名又は事業者名を記入し、押印すること。なお、グループにて応募する場合は、全ての構成員が提出すること。

（4）宣誓書（様式第6号）

- ・該当する項目にチェック（し）し、事業者住所、代表者氏名又は事業者名を記入の上、押印すること。なお、グループにて応募する場合は、全ての構成員が提出すること。

（5）役員名簿（様式第7号）

- ・役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所

の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。)の役職名、氏名、生年月日、性別、住所を記入した役員名簿を添付すること。なお、グループにて応募する場合は、全ての構成事業者が提出すること。

(6) 運営実績（様式第 8 号）

- ・欄が不足するときは欄を追加すること。
- ・資格要件を満たすことが確認できる資料を別に添付すること。

(7) 添付書類

- ・次の書類を添付すること。
 - ①資格要件を満たすことが確認できる資料
(募集要項 5. 応募者の参加・資格要件等 (1) 応募者の参加・資格要件等②応募者の資格要件に該当する施設における運営実績の契約書等の写し)
 - ②定款もしくは寄附行為
 - ③登記事項証明書
 - ④直近 3 事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - ⑤本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの (社内稟議等)
 - ⑥常勤役員の経歴書
 - ⑦株主名簿又はこれらに準ずるもの

(8) グループ構成届（様式第 9 号）

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・代表法人住所、代表法人名、代表者氏名を記入すること。
- ・代表法人も構成法人として必要事項を記入すること。
- ・欄が不足するときは欄を追加し、複数枚になるとときには左綴じとし、ページ間に代表者印で押印すること。

(9) 委任状（様式第 10 号）

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・委任者及び受任者の双方が押印すること。

(10) 事業計画等に関する応募書類

- ・各様式について、以下の必要事項を必ず記載すること。

ア. 事業方針及び事業実施体制（様式第 11 号）

- ①事業実施にあたっての考え方、基本方針

②円滑な施設整備、運営、維持管理及び利用者対応を行うため体制等

イ. 維持管理計画及び安全確保（様式第12号）

- ①コストも考慮した維持管理計画（清掃作業、予防保全、保守点検、修繕等）
- ②駐車場利用者の安全確保に関する対応
- ③交通事故防止策及び緊急時・非常時の対応
- ④車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する対策や放置車両への対応

ウ. 利用者対応及び空港利用促進（様式第13号）

- ①利用者のニーズ（料金の徴収方法、苦情・その他の意見への対応含む）に関する対応
- ②多客期及び整備時における混雑対策への対応
- ③レンタカーやカーシェアリングの導入や、駐車場のDX化、利用促進につながる割引サービス等、更なる利便性向上に繋がる独自の取組
- ④利用者の満足度向上及びサービス品質の継続的な改善への対応

エ. 拡張整備計画及び安全確保（様式第14号）

- ①適切な拡張整備計画
- ②整備計画における安全確保に関する対応
- ③整備計画における創意工夫
- ④整備期間中における代替駐車場による容量確保、利用者利便性の確保に関する取組

オ. 環境への配慮（様式第15号）

- ①CO2 排出量削減等に関する取組
- ②拡張整備及び代替駐車場の確保における周辺道路の渋滞対策や周辺住民への配慮

カ. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第16号）

- ①空港関係者（鹿児島空港事務所、ターミナルビル事業者、アクセス事業者、周辺自治体等）との連携策
- ②周辺地域との共生対策

キ. 資金調達計画（様式第17号及び別表）

- ①本事業の資金調達額（自己資金・借入れ等）及び借入先（融資機関名は可能な範囲で具体名を記入すること。なお、具体名を記入することが困難な場合でも、

想定される融資機関名や業種等を可能な限り具体的に記入すること。)

②借入金の金利水準、金利水準の算出根拠、返済方法等(可能な限り詳細に記入)

③別表の作成にあたっては、次の点に留意し、以下の想定により事業期間の資金計画を作成すること

- ・必要に応じて欄を追加すること。
- ・金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
- ・別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。

【想定】準備期間・・・・・・営業者選定後～令和9年3月末

※諸手続き、慣熟期間等含む

事業期間・・・・・・令和9年4月1日～令和39年3月末

※ ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法第18条第6項の許可若しくは第18条第2項の貸付又は空港管理規則第7条若しくは第12条の承認が取り消された場合には、その取消日をもって事業期間は終了するものとする。

ク. 収支計画(様式第18号及び別表)

①収入についての考え方及び算出根拠

- ・駐車場収入は様式第18号の料金設定を基に算出すること。
- ・駐車枠について、拡張整備前は一般車用及び月極用を合わせて普通自動車1937台(身体障害者用29台含む)、自動車二輪車34台の合計1971台以上を確保すること。
また、拡張整備後は一般車両及び月極用を合わせて普通自動車2837台以上(身体障害者用を含む)、自動二輪車34台以上を確保すること。
- ・一般用及び月極用の内訳は過去の利用実績を基に算出すること。
- ・事業期間満了時における建物その他の工作物については、適切な維持管理がなされており、事業期間終了後も継続して使用できると当局が認める場合には、次期営業者へ引き継ぐことを想定しているため、当該建物その他の工作物に係る解体・撤去費用は計上しないこと。
- ・事業期間満了時における資産の売り払い費用(事業期間満了時点における減価償却費の未償却費)を計上すること。

②支出についての考え方及び算出根拠

- ・国有地使用料(一般用と月極用を合算した金額)は、概算で年間約70,500千円である。
- ・鹿児島県有地にかかる使用料は、令和7年度使用料実績に基づく概算で年間約192千円である。(通路:約173千円、案内標識:約17千円)

③コスト縮減のための考え方

- ④収入が想定を下回った場合等の考え方
- ⑤駐車場利用者への利益還元についての考え方
- ⑥別表の作成にあたっては、次の点に留意し、資金計画と同じ想定で、収支計画を作成すること。
- ・必要に応じて欄を追加すること。
 - ・金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
 - ・別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。
 - ・様式第16号別表及び様式第17号別表の作成に関連する付属表等がある場合は、これらも含めて提出すること。

ク. 料金設定（様式第19号）

- ①料金体系（料金表）については、応募者が営業しようとする料金区分を記載すること。

【記載例】

1. 一般駐車料金（通常期）

種別	期間	料金（税込）
普通自動車	・入場から○時間まで ・○時間を超え●時間まで 1 時間ごと ・●時間以降は上記を繰り返す	●●●円 ●●●円
自動二輪車 （原付を含む）	・入場から○時間まで ・○時間を超え●時間まで 1 時間ごと ・●時間以降は上記を繰り返す	●●●円 ●●●円

2. 一般駐車料金（多客期）

種別	期間	料金（税込）
普通自動車	・入場から○時間まで ・○時間を超え●時間まで 1 時間ごと ・●時間以降は上記を繰り返す	●●●円 ●●●円
自動二輪車 （原付を含む）	・入場から○時間まで ・○時間を超え●時間まで 1 時間ごと ・●時間以降は上記を繰り返す	●●●円 ●●●円

3. 月極駐車料金

種別	期間	料金（税込）
普通自動車	1 か月	●●●円
自動二輪車 （原付を含む）	1 か月	●●●円

4. 駐車料金割引

身体障害者割引 上記料金の●●%引き(ただし、●●●円未満は切り捨て)

②料金設定の考え方について、下記の項目ごとに説明すること。なお、説明に当たり根拠資料(図、グラフ、写真等)を添付すること。

- ・混雑状況の分析結果及び混雑状況を踏まえた設備投資等と駐車場料金の関係性
- ・利用者利便と駐車場料金の関係性
- ・公共交通機関、近隣駐車場及び他空港駐車場の料金と駐車場料金の関係性

4 請書(様式第20号)・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部

- ・法人住所、法人名、役職、代表者氏名を記入し、押印すること。

5 辞退届(様式第21号)・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部

- ・法人住所、法人名、役職、代表氏名を記入すること。

別添1-1

(单位: 円)

・建物

資産名	構造	屋根	延床面積	供用年月等	帳簿価格 (R8.4時点)	取得金額 (又は工事価格)	備考
管理事務所	鉄骨造	陸屋根	26.32	H25.3	3,307,449	5,820,391	
車いす用駐車スペース（3ヶ所）	鉄骨造	陸屋根	539.40	H25.3	18,209,250	32,804,593	
入庫ゲート	鉄骨造	陸屋根	78.00	H25.3			
出庫ゲート	鉄骨造	陸屋根	82.80	H25.3			
カート置場	アルミ合金造	陸屋根	47.72	H27.5			
トビレ（高圧受電設備）	鉄筋コンクリート造		25.00	H7.3	1	1,198,476	H22.3取得
空港駐車場管理棟防水補修				R5.3	677,919	754,709	
トビレ（高圧受電設備）区分開閉器取替				R8.1	983,250	1,000,000	
					24,781,817	44,199,307	

・主な工作物

資産名	設置場所等	個数	供用年月等	帳簿価額 (R8.4時点)	取得金額 (又は工事価格)	備考
駐車場照明設備	駐車場内（25基）	25基	H22.3		7,916,381	
外灯設備	駐車場内	1式	H25.3		55,105,067	
受変電設備改修等	受変電設備（キュービクル）	1式	H25.3		2,124,937	
電気設備	管理事務所	1式	H25.3		589,775	
分電盤・警報盤	管理事務所	1式	H25.3		1,587,965	
給水設備	管理事務所	1式	H25.3	529,363	1,003,080	
給湯設備	管理事務所	1式	H25.3		164,198	
衛生器具設備	管理事務所	1式	H25.3		224,226	
換気設備	管理事務所	1式	H25.3		188,773	
汚水処理設備	管理事務所	1式	H25.3	223,529	1,178,433	
空調設備	管理事務所	1台	H25.3		461,430	
排水通気設備	管理事務所	1式	H25.3		2,074,266	
雨水枡・配管	身障者入・入・出庫ゲート	5ヶ所	H25.3	533,639	1,407,419	
ハンドヘル補強	バスプール内	3ヶ所	H25.3		2,448,747	
駐車管制設備配管	空満表示システム等配管	1式	H25.3		13,212,807	一部県有地に設置
舗装・区画線引き	駐車場内	1式	H25.3		84,836,098	
車止めブロック	駐車場内	3854個	H25.3		10,386,207	
アーチ式バリカー	駐車場内	51本	H25.3		1,688,096	一部県有地に設置
ガードパイプ	駐車場内	3ヶ所	H25.3		2,739,113	
スロープ	Fゾーン（月極駐車場側）	1式	H28.4		724,887	
カート置場カート枠	国際緑道	1式	H28.7	27,003	1,079,759	
通路整備	国道側歩道～駐車場間	1式	H28.10	576,973	2,507,800	
案内板	空満表示等案内表示	21本	H25.3	2,773,410	12,079,665	一部県有地に設置
案内板（追加分）	入庫・出庫各ゲート壁面他	4本	H25.8	1,268,477	5,022,938	
アーチ型バリカー（追加）	駐車場内（月極駐車場側）	1式	H25.12	283	490,655	
受変電設備高圧機器取替	受変電設備（キュービクル）	1式	H30.10	1,249,149	2,510,844	
受変電設備低圧機器取替	受変電設備（キュービクル）	1式	R1.12	606,066	1,052,806	
アーチ式バリカー追加	駐車場内	6本	H29.7	59,694	477,550	
案内表示板	国道504号線	1台	H31.4	1,712,750	2,635,000	国道504号に設置
空満情報掲載転送機器	管理事務所	1式	H30.12		75,196	
管理事務所用監視カメラ	管理事務所	1式	H31.4		227,750	
AED	駐車場内	1台	R2.1		306,500	
監視カメラ（増設分）	駐車場内	2台	R2.3		2,828,800	
車路管制システム他	駐車場内	1式	R3.4		617,000	
ループコイル	駐車場内	1式	R3.6		4,060,000	
身障者枠屋根他防水補修	駐車場内	1式	R5.3	13,142,157	14,145,291	
スロープ	駐車場内	1ヶ所	R5.3	814,977	1,178,280	
側溝取替	駐車場内	1式	R5.3	7,846,810	9,889,894	
空港駐車場身障者枠パーキングパーミットサイン設置	駐車場内	1式	R5.4	254,479	299,386	
空港駐車場身障者枠青色塗装他	駐車場内	1式	R5.4	476,414	680,588	
空港駐車場LED化工事	駐車場内	1式	R7.3	1,228,868	1,389,650	
鹿児島空港駐車場二輪車置場線引き工事	二輪車置場	1式	R7.3	556,450	600,000	
キャッシュレス端末更新	駐車場内	7台	R5.4	1,404,000	6,500,000	
複合機	管理事務所	1台	R5.9	211,968	768,000	
駐車場管制機器更新	駐車場内	1式	R5.9	12,588,300	45,609,782	
駐車場管理計算機	駐車場内	1台	R5.9	487,692	1,766,999	
駐車場監視カメラ設備	駐車場内	1式	R5.9	2,039,691	5,690,000	
監視カメラ映像表示工事（VPNルーター）	管理事務所	2個	R7.11	230,842	251,827	
監視カメラ映像表示工事（モニタリングユニット）	管理事務所	1台	R7.11	317,299	368,416	
出入口車番認識装置	駐車場内	1式	R8.3	363,917	397,000	
HP駐車場残台数等表示改修	駐車場管理事務所	1式	R7.8	550,000	750,000	
電気自動車充電スタンド	管理事務所横	3台	H25.3	0	591,324	償却期間3年
出庫ゲート前舗装案内表示	出庫ゲート前舗装部分	4ヶ所	H25.8	0	573,579	償却期間3年
照明器具	入・出庫ゲート	2台	H26.2	0	239,000	償却期間3年
物置	管理事務所横	1台	H26.8	0	193,000	償却期間3年
ルーター	精算機電子マネー通信用	1台	H28.5	0	148,000	償却期間3年
紙幣計算機	管理事務所	1式	H31.3	0	154,000	償却期間3年
認証機（7台）	管理事務所他	7台	R5.9	137,423	989,520	償却期間3年
				52,211,641	319,207,704	

- ・リース資産

資産名	設置場所等	個数	供用年月等	リース解除金	取得価額	備考
リース資産はありません。						

別添1-2

【一般車用・月極用】

(单位: 円)

※以下、令和8年度に取得予定の施設である。公募時点で価格変動が生じている可能性があることに留意すること。

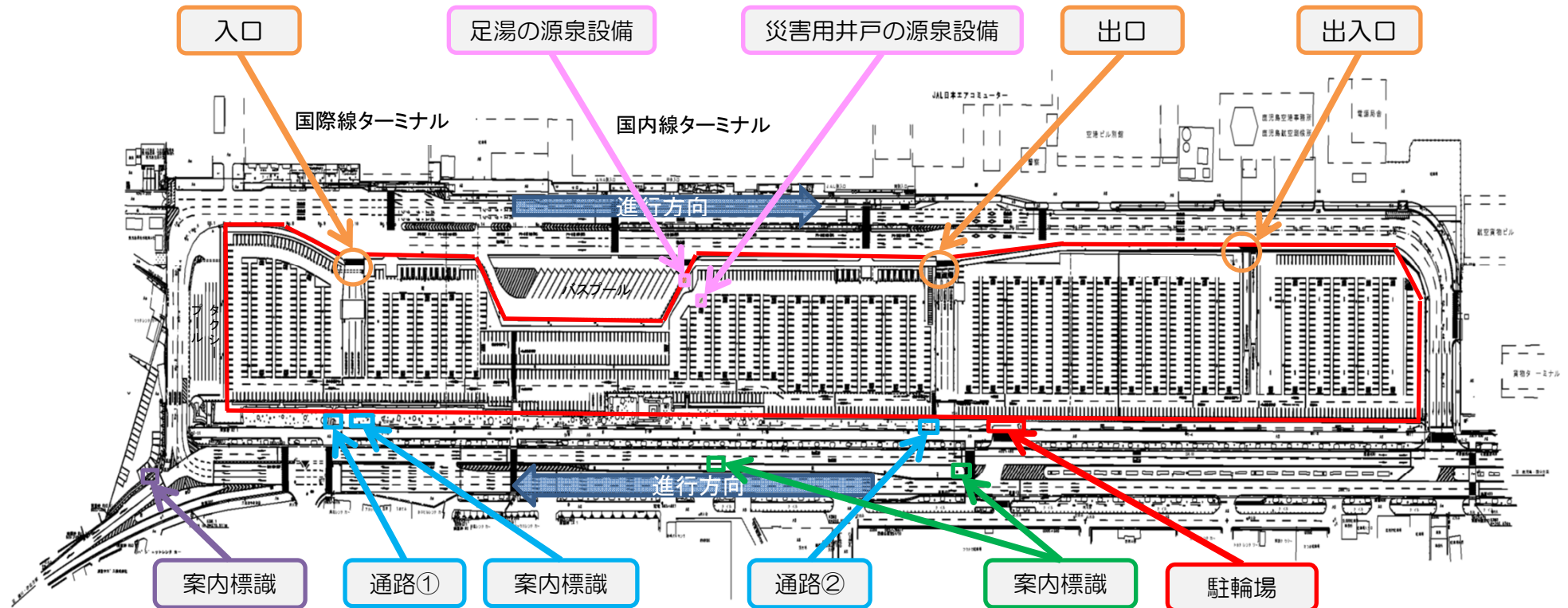
資産名	構造	屋根	延床面積	供用予定年月	帳簿価格	取得予定金額 (又は工事予定価格)	備考
建物はありません。							

資産名	設置場所等	個数	供用予定年月等	帳簿価格	取得予定金額 (文は工事予定価格)	備考
多客期料金設定システム改修費	駐車場内	一式	R8.4	—	3,800,000	
駐車場管理事務所PAC更新工事	駐車場管理事務所	1式	R8.8	—	935,000	
駐車場管理事務所PAC電源線取替工事	駐車場管理事務所	1式	R8.9	—	173,000	
管制機器通信線更新工事（通信線更新）	駐車場内、各精算機、カメラ	一式	R8.9	—	5,500,000	
管制機器通信線更新工事（管制機器光回線対応）	駐車場内、各精算機、カメラ	一式	R8.9	—	25,100,000	
駐車場監視カメラ用光ケーブル敷設工事	駐車場内	一式	R8.9	—	2,660,000	
駐車場光ケーブル配線及び埋設配管工事	駐車場内	一式	R8.9	—	9,150,000	
駐車場旋回監視カメラ増設	駐車場内	4台	R8.9	—	10,260,000	
国道上看板（空満表示）改修	国道上中央分離帯	2ヶ所	R8.9	—	9,960,000	臨時駐車場開放期間表を
駐車場管理計算機ソフト改定（H-F臨時駐車場状況掲載）	駐車場管理事務所	一式	R8.9	—	400,000	//
駐車場内舗装等修繕工事	駐車場内	一式	R8.12	—	520,000	
				—	68,458,000	

資産名	設置場所等	個数	供用予定年月等	リース解除金（予定）	取得予定価額	備考
リース資産はありません。						

鹿児島空港駐車場平面図

別添2



鹿児島空港ビルディング（株）社有地
案内標識 1 基

鹿児島県有地借用
【歩行者動線通路敷地、案内標識敷地】
通路：借地面積約59㎡（①49㎡+②約10㎡）
令和8年度貸付料 約182千円
案内標識：使用許可面積約7㎡及び埋設管3本
令和8年度使用料 約20千円

国道504号（中央分離帯内）
【案内標識の設置】
案内標識2基（うち、案内標識1基、ハンドホール3基、
送電線用管路φ36.5mm（L=164.0m）は、道路占有許可
（令和8年度は無償））

※赤線の枠内が、国有地使用許可の対象となる大凡の範囲

鹿児島空港駐車場利用実績

別添 3

○一般車用駐車場：車種別出舞台数構成（年度別）（単位：台）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年 (4～7月)
普 通 車	474,562	710,233	746,656	731,996	724,096	220,430
自 動 二 輪 車						
う ち 身 障 者	1,633	3,660	5,075	5,550	6,040	1,903

○一般車用駐車場：時間別出舞台数構成（年度別）（単位：台）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年(4～7月)	
	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率
1 時 間 ま で	236,593	49.9%	350,107	49.3%	346,164	46.4%	333,159	45.5%	323,845	44.7%	98,158	44.5%
2 時 間 ま で	101,368	21.4%	165,591	23.3%	179,992	24.1%	174,693	23.9%	170,699	23.6%	49,478	22.4%
3 時 間 ま で	26,387	5.6%	32,774	4.6%	36,505	4.9%	35,744	4.9%	35,650	4.9%	9,466	4.3%
4 時 間 ま で	7,099	1.5%	7,561	1.1%	8,760	1.2%	7,834	1.1%	8,116	1.1%	2,227	1.0%
5 時 間 ま で	5,903	1.2%	4,137	0.6%	3,566	0.5%	3,871	0.5%	3,749	0.5%	945	0.4%
5時間以上の日帰り	39,769	8.4%	37,525	5.3%	32,776	4.4%	32,719	4.5%	31,347	4.3%	9,869	4.5%
1泊以上(以下内訳)	57,443	12.1%	112,538	15.8%	138,903	18.6%	143,976	19.7%	150,690	20.8%	50,287	22.8%
24:00～48:00(1泊)	26,513	5.6%	50,374	7.1%	59,739	8.0%	60,987	8.3%	62,766	8.7%	21,696	9.8%
48:00～72:00(2泊)	17,353	3.7%	38,235	5.4%	49,872	6.7%	51,894	7.1%	54,864	7.6%	18,209	8.3%
上記以外	13,577	2.9%	23,929	3.4%	29,292	3.9%	31,095	4.2%	33,060	4.6%	10,382	4.7%
計	474,562	100.0%	710,233	100.0%	746,666	100.0%	731,996	100.0%	724,096	100.0%	220,430	100.0%

○一般用駐車場満車日数（単位：日）

令和3年度	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	計
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4
令和4年度	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	計
日数	0	0	0	2	0	0	4	7	3	2	5	4	27
令和5年度	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	計
日数	1	7	5	4	5	4	9	10	3	3	5	6	62
令和6年度	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	計
日数	4	7	4	4	8	7	14	12	8	3	4	8	83
令和7年度	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	計
日数	2	8	6	3	8	11	10	10	7	3	3	7	78
令和8年度	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	計
日数	2	3	0	2	－	－	－	－	－	－	－	－	7

○月極用駐車場：月平均契約者数（年度別）（単位：台）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
普通車(軽四輪車含む)	552	556	593	580	556	0